

専門医・専門医指導医取得までの移行措置について

専門医制度委員会委員長 保坂 隆

標記につきましては2016年9月10日の理事会で承認されたため、2016年11月24日の評議員総会に、上記移行措置を含む規則・細則改正案を提出します。

評議員総会で承認された場合には、2017年度より向こう3年間の移行措置となるものです。

具体的には、すでに特定指導医をお持ちの会員は2017年度、または2017年度に特定指導医になられる会員は2018年度の11月の総会中に行われる専門医講習会を受講し、記試験の後にレポート提出・口頭試問などを経て、条件を満たした場合に「専門医」と「専門医指導医」を同時に付与されるものです。

これに伴い、資格を満たしている会員が、特定指導医になることを申請できるよう準備しています。

※「総合病院精神医学」28巻4号 委員会報告より抜粋